

中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()				
円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)			21	円			
各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	各 連 結 法 人 の 合 計 額 繰 越 額 の 合 計 額	繰 越 額 の 合 計 額	特定経営力向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	22				
			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23				
			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	24				
			当 期 法 人 分 の 合 計	総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(十一)「25」) - (別表六の二(十九)「25」)	25			
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26			
				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の②⑩」)	27			
				当期税額控除額の合計額 (26) - (27)	28			
			繰 越 額 の 合 計	総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(十一)「25」) - (別表六の二(十九)「25」)	29			
				総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29)-(26))-(別表六の二(十一)「32」)-(別表六の二(十九)「32」)	30			
				繰越税額 連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(40の①)の合計)	31			
				繰越税額の合計 連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(40の②)の合計)	32			
			繰 越 額 の 合 計	合 計	33			
				繰越額 連 結 事 業 年 度 (別表六の二(三)付表「2の⑬」)	34			
					繰越額 連 結 事 業 年 度 (別表六の二(三)付表「2の⑬」)	35		
				繰 越 額 の 合 計	合 計	36		
			当期繰越税額控除額の合計額 (33) - (36)		37			
			法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (37)		38			
			各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算		連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (39) - (40)
				・ ・ ・ ・	①	円	円	41
				・ ・ ・ ・	②			外 円
				計		(17)		
				当 期 分	(5)	(9)		外
				合 計				

各 連 結 法 人 に お け る 繰 上 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$		2			
	当 期 法 人 分 の 合 計	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十)付表「9」の合計)		3		
		同 上 の う ち 特 定 中 小 連 結 親 法 人 等 に 係 る 額		4		
		税 額 控 除 限 度 額 $((3)-(4)) \times \frac{7}{100} + (4) \times \frac{10}{100}$		5		
		法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$		6	
			個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「8」} - (\text{別表六の二(十九)「8」})$		7	
			法 人 税 額 基 準 額 ((6)と(7)のうち少ない金額)		8	
		人 分	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((5)と(8)のうち少ない金額)		9	
			調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$		10	
	当 期 税 額 控 除 額 (9) - (10)		11			
	繰 越 額 の 合 計	繰越税額控除限度超過額 (39の計)		12		
		法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$		13	
			個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「8」} - (\text{別表六の二(十九)「8」})$		14	
			個別帰属額基準額の残額 ((14)又は((14)-(9))-(別表六の二(十一)「16」)-(別表六の二(十九)「16」)		15	
			法 人 税 額 基 準 額 ((13)と(15)のうち少ない金額)		16	
		繰 越 分	当期繰越税額控除可能額 ((12)と(16)のうち少ない金額)		17	
	調整前連結税額超過構成額 $(34) \times \frac{(40の①)}{(31)} + (35) \times \frac{(40の②)}{(32)}$		18			
	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (17) - (18)		19			
	算	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (11) + (19)		20		